

令和 7 年度古賀市脱炭素経営支援
プラットフォーム運営実証業務委託

【公募型プロポーザル実施要領】

令和 7 年 4 月

古賀市 市民部 環境課

1 プロポーザルの概要

(1) 事業の目的

現在市域には7か所の工業団地があり、今後も新たな工業・流通団地の造成が進むことにより、さらなる企業数の増加が見込まれている。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、本市に多く立地している中堅・中小企業の脱炭素経営への移行が不可欠であり、脱炭素経営に向けた取組を早期に推進していくことが重要である。

先行して脱炭素経営に取り組む中堅・中小企業では、優位性の構築、光熱費・燃料費の低減、知名度・認知度向上、社員のモチベーションアップ、好条件での資金調達といったメリットを獲得している一方で、多くの中小企業は、人材確保や人件費の確保、物価高騰対策など生産性の維持に関する課題対応に追われており、こうした取組に着手できていない状況にある。

本市では、中堅・中小企業の脱炭素経営を支援するための体制づくりとして、昨年度、環境省の地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業の採択を受け、多様な主体からなる公民連携による「古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を形成し、脱炭素経営支援の枠組みを構築したところである。

プラットフォームは、行政が単独ではなく、普段から地域の中堅・中小企業との接点をもっている地域金融機関や商工会をはじめとする経済団体その他地域に根差して中堅・中小企業の経営支援に携わる者（以下「地域支援機関」という。）が運営することが効果的であるため、本業務は、昨年度構築した脱炭素経営支援の枠組みを地域支援機関が実証し、市内中堅・中小企業への脱炭素経営普及と地域課題の解決の同時達成をめざしたプラットフォームを運営することを目的とする。さらには、将来的に地域ぐるみでプラットフォームを運営し、地域経済循環と脱炭素を同時実現する地域脱炭素の実現を図る基盤となる持続可能なプラットフォームとなることをめざす。

(2) 業務概要

- ① 事業名 令和7年度古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム運営実証業務委託
- ② 履行場所 古賀市内
- ③ 業務内容

「令和7年度古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム運営実証業務委託仕様書」（別紙1）のとおり

※仕様書の内容は提案を受ける内容であり、審査決定後、提案を受ける中で業務内容を決定し、市が求める要求水準を基に契約する。

- ④ 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- ⑤ 提案上限額 7,345,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

2 参加資格の要件

本プロポーザルに参加しようとするものは次のすべての要件を満たしていること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場

合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

- (1) 古賀市一般（指名）入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する令和5年・令和6年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿「物品・役務」（サービス）または（その他役務）に登録されている者であること。

ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (7) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (8) 福岡県内に本社・支社又は営業所等の活動拠点を有する者。

3 スケジュール

公募実施スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

※提案の件数に応じてプレゼンテーション審査、以降の日程を変更する場合があります。

項 目	日 時
プロポーザル実施の公表	令和7年4月30日（水）
質問書受付期限	令和7年5月 8日（木）16時まで（必着）
参加申込書提出期限	令和7年5月 9日（金）16時まで（必着）
質問回答日	令和7年5月12日（月）までに回答
企画提案書等提出期限	令和7年5月20日（火）16時まで（必着）
書類審査結果通知	令和7年5月22日（木）までに通知
プレゼンテーション審査	令和7年5月27日（火）（予定）
受託候補者選考結果通知	令和7年5月29日（木）（予定）
契約締結	令和7年6月上旬（予定）

4 提出書類等

- (1) 提出資料及び提出部数

次の①～⑤の書類を提出すること。

提出書類名		様式	提出部数
①	参加申込書及び参加資格確認申請書	様式1	1

②	業務実績書	様式 2	1
③	企画提案書 (業務実施体制・業務工程表を含む)	様式 3 及び 任意様式	1
④	見積書 (積算内訳・積算根拠を含む)	任意様式	1
⑤	質問書 (必要がある場合のみ)	様式 4	

※本プロポーザルに関する様式は、古賀市公式ホームページからダウンロードすること。

(2) 企画提案書の任意様式

- ・企画提案書はA 4 判カラー印刷 (A 3 判の折り込み可) とし、両面印刷とすること。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。
- ・企画提案書の末尾に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。
- ・業務実施体制については、管理責任者及び各担当者について、現に在籍している部署等を明記すること。
- ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・「令和 7 年度古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム運営実証業務委託仕様書」(別紙 1) の業務内容に沿った企画提案書を作成すること。

(3) 提出方法

(1)①～⑤で示す提出書類は書類 (正本 1 部) 及びデータにて提出すること。

書類は持参又は郵送 (配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること) により古賀市環境課へ提出すること。

- ・持参の場合は、開庁日の 9 時から 1 6 時までの間に持参すること。
- ・郵便の場合は、提出期限に必着のこと。

データはメールにより古賀市環境課へ提出すること。

(4) 関係書類の提出期限

- ・参加申込書：令和 7 年 5 月 9 日 (金) 1 6 時必着
 - ・企画提案書等：令和 7 年 5 月 2 0 日 (火) 1 6 時必着
- ※提出期間内であれば、再提出及び差替えは可能とする。

5 質疑応答

(1) 質疑に係る提出様式

質問書 (様式 4)

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 8 日 (木) 1 6 時まで (必着)

(3) 提出方法

電子メールによる

※電話、FAXによる質問には回答できません。

(4) 提出先 (古賀市 市民部 環境課)

E-Mail : zerocarbon@city.koga.fukuoka.jp

(5) 回答方法

回答は、全ての質問をとりまとめたうえで、参加申込書を提出した全ての者に対し、令和 7 年 5 月 1 2 日 (月) までに電子メールにて行うものとする。

6 受託候補者の選考について

受託候補者の選考は書類審査、プレゼンテーション審査に分けて実施する。

(1) 書類審査

- ・書類審査は、事務局において定めた審査基準に基づき審査する。
- ・書類審査の結果は、企画提案書等を提出したすべての者に対し、様式1に記載された担当者の電子メール宛てに令和7年5月22日（木）までに通知する。
- ・書類審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しないものとする。

(2) プレゼンテーション審査

- ・令和7年度古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム運営実証業務委託選考委員会を設置し、企画提案の内容について総合的に評価する。
- ・実施日：令和7年5月27日（火）（予定）
（該当者には別途メールにて通知）
- ・会場：古賀市役所の会議室
- ・時間配分：事前準備5分、説明20分、質疑応答20分
※時間は予定のため、前後する場合がある
- ・内容：企画提案書に基づく提案内容の説明
- ・その他留意事項
 - プレゼンテーション審査は、市において定めた審査基準（別紙2）に基づき実施する。
 - 原則として、5月20日（火）までに提出した企画提案書を用いて説明すること。
 - プレゼンテーションは、本業務の管理責任者が行うこと。なお、受託候補者に選定された場合において、真にやむを得ない事情があり、市が認めた場合を除き、管理責任者の変更は認めない。
 - 説明においては、企画提案書に記載のない新たな提案は行うことができない。
 - 提出した企画提案書以外の資料を配付することはできない。
 - 市において、スクリーン及びプロジェクターを準備する。これ以外に必要な機器、道具など（PC等を含む。）は、提案者において準備すること。
 - 審査会場への入場者は3名以内とする。

(3) 受託候補者選考結果通知

審査の結果については、令和7年5月29日（木）に様式1に記載された担当者にメールにて通知する。

7 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

合計点数の平均が審査基準（別紙2）に定める基準を超えていた者のうち、委員会の審査において各委員の合計点数の平均が最も高かった者を受託候補者とし、契約締結に向け交渉するものとする。

また、交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の者を受託候補者とする。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約日

契約日は、令和7年6月上旬（予定）とする。

(4) 契約保証金

契約締結にあたっては、古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第118条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(5) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

8 参加事業者の失格

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた様式、提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (5) 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

9 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 原則として提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 参加を辞退する場合は、すみやかに古賀市環境課へ連絡すること。
- (7) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本の通貨に限る。
- (8) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

10 問い合わせ先（書類・データ提出先）

古賀市 市民部 環境課 環境整備係 有田
〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号
E-mail: zerocarbon@city.koga.fukuoka.jp
電話：092-942-1127 / FAX：092-942-1291